第6回 霧島火山緊急減災砂防計画検討分科会

議事概要

1. 委員会概要

日 時:平成23年12月27日(火)13:30~15:30

場 所:都城商工会議所 3階31番大会議室

2. 議事概要

議事次第に沿って、(1)前回分科会の討議概要、(2)霧島山(新燃岳)噴火を踏まえた土砂移動シナリオの確認、(3)緊急対応の課題と今後の対応方針(案)、について事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。委員からの意見等は以下のとおりである。

議事(1)前回分科会の討議概要

(質疑は特になし)

議事(2)霧島山(新燃岳)噴火を踏まえた土砂移動シナリオの確認

- ・ シナリオの「火山活動」の中で、「10cm 以上の降灰堆積を確認」とあるが、 改正土砂法に基づいて 1cm と記載してはどうか。
 - →10cm は土石流発生、1cm は緊急調査開始の要件であるので、区別した方がよいと考える。
 - →10cm は他火山の事例から決めている。1cm については図中「緊急調査」 の行の中で、「火山活動の状況に応じて~」という箇所への反映を検討する。
 - →該当箇所については、明確な数値を示さないにしても、目安として 10cm が議論されたということを資料の中に残しておいた方がよいのではないか。
 - →今回の噴火における土砂移動状況を考慮すると、具体的な数値を記載する ことは難しいと考える。
 - →現在の火山活動を踏まえた修正であるため、明確な数値は記載しないこととする。例えば、「土石流発生の危険性が高まったとき」といった表現に修正すること。
- ・ 「緊急調査」の行の位置を入れ替えて、「火山活動」「緊急調査」「緊急ハード対策」「緊急ソフト対策」の順とすること。

- ・ 土砂移動シナリオは、気象庁の噴火警戒レベルと対応したものとなっているが、噴火警戒レベルは上がりにくく、また、上がった場合は下がりにくいにいう情報の特質がある。対策がレベルに対応したものであると、対策が適時に実施できない可能性があるため、レベルと砂防部局が対策を行う情報に齟齬がないように確認すること。
 - →シナリオ作成時と異なり、現時点は、レベルと土砂移動は直接リンクしていないと考えている。火山灰の量や質を考慮して、実情を踏まえつつ整理する。
- ・ 今回の噴火では土石流発生による被害は生じていないが、今後数年間は土石 流が発生する場合も想定される。土石流対策は噴火警戒レベルと対応して実 施するのではなく、やらなくてはならないことを整理する必要がある。
 - →今の時期は、緊急減災対策と合わせて恒久対策を実施するということも考慮すること。
- ・ 新燃岳噴火とは、あくまでも現在の火口で噴火したという認識でよいか。
 - →例えば、1990年の新燃岳噴火ではえびの高原で溶融硫黄が流れた事例がある。ただし、今回の噴火ではそういった現象は確認されていない。
 - →このシナリオでは、新燃岳における噴火が前提となっている。異なる噴火 位置の可能性がある場合は、委員会でまとまった議論をする必要がある。
- ・ 前回の噴火では、噴火から2年後に土石流が発生したという話があったが、 どのようなメカニズムであったのか。
 - →露頭で、火砕流堆積物上に土石流堆積物が乗っていることは確認されている。 たほどの話は、噴火から2年後に土石流が発生して高原町で死者が出た という記録があるということで、メカニズムについては分からない。

議事(3)緊急対応の課題と今後の対応方針(案)

- ・噴火後の浸透能等の変化についても追跡調査するとともに、降灰直後だけではなく、噴火前の浸透能についても調査の必要があるので、追記するべきである。
- ・ 降灰後の土石流発生の要因が明確になっていないので、課題として加筆すること。
 - →検討中であるが、課題として追記する。
- ・ 立入規制範囲内における火山灰の状況把握の方法を考えておくこと。

- ・ 「ブロック製作に時間を要した」 (討議資料 P11) とあるが、直轄で所有している既設の備蓄をどのように活用したのかも追記すること。
 - →備蓄は、河川災害用ブロックであり平積みができないため、砂防で活用が難しかった。砂防用のブロックの備蓄が必要である。ただし、場所によっては河川災害用ブロックを活用できる可能性があり、該当箇所に修正・加筆する。
- ・ 大きな噴火につながる情報として、例えば噴煙高度がどんどん高くなったり、 膨張傾向の傾斜計が噴火により縮む傾向になったりすることが考えられる が、どういう情報を受け取ったら、対応するのかを考えておく必要がある。 →次回分科会で、今後の噴火活動の推移を参加者間で確認すること。
- 初動時の情報発信は重要なので、発信者と配信先の関係について整理すること。
 - →一部は記載があるが、不十分であれば修正すること。
 - →避難の情報について国土交通省が直接発信することはないが、必要な情報 提供は随時行う。
- ・ 緊急調査により土石流による氾濫の危険がある範囲が示されたが、その後の 時間経過とともに、その範囲は変化すると考えられ、それを再評価できるよ うな方法を確立していく必要があるのではないか。
 - →桜島では、下流の流量や土砂濃度のデータが取られている。方法の確立は 難しいが、課題として挙げて整理すること。